

高齢者の方が安心して暮らせるために



▶ 高齢者支援課
高齢者サービス係
☎ 042-438-4028

高齢者の方への主な福祉施策

市では、介護保険のほか下表の事業を実施しています。
※サービスの提供には、訪問調査のうえ決定する事業があります。

サービス名	対象/内容
高齢者福祉手技治療割引券支給	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券(1回につき1,000円割引)を月1枚支給 ※自己負担: 施術料金から1,000円を差し引いた額 対 65歳以上の方
高齢者配食サービス(高齢者見守り配食サービス)	昼食を週6回(月~土)、希望する曜日に配食 ※自己負担: 実費相当額の2分の1 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯で、サービスを必要と認められた方(日中、65歳以上の方のみで生活している場合を含む)
認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付	自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 常時おむつを使用している40歳以上で、次の①または②に該当する方 ①寝たきり、またはそれに準ずる状態 ②認知症により重度の介護が必要な状態
高齢者等紙おむつ助成金交付	月額4,500円を上限として助成 ※紙おむつ給付サービスと同月での給付不可 対 40歳以上で、介護保険で要介護1以上の認定を受け、紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている方 ※生活保護世帯などを除く
ねたきり高齢者理・美容券交付	理・美容師の訪問により、調髪・顔そりまたはカット・シャンプーを受けられるサービス券を、年4枚まで交付 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、寝たきりまたはそれに準ずる方
ねたきり高齢者等寝具乾燥	月1回、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、寝たきりまたはそれに準ずる方
高齢者緊急通報・火災安全システム設置	緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を受信センターに通報できます ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要とする方 ※世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象(医師の意見書が必要)
高齢者住宅用防災機器給付	火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付(設置) ※自己負担: 設置費用の1割相当分 ※壁の材質により設置できない場合あり 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯で、認知症など心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要と認められる方
認知症高齢者徘徊位置探索	介護者に対して位置情報専用探索器を貸与 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要介護・要支援の認定を受けている、または事業対象者とされた方で、認知症により徘徊行動の著しい方の介護者
高齢者入浴サービス	通所による入浴(週1回まで) ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要介護3以上の認定を受け、介護保険の通所介護または訪問入浴介護による入浴が困難な方
高齢者等外出支援	介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いた外出支援(利用者の居宅を中心とした半径30kmの範囲内) ※自己負担: 実車料金(メーター料金)・有料道路料金・駐車料金(所得に応じた減額措置あり) ※要介護1以上の生活保護受給者などは一部利用制限あり 対 40歳以上で、介護保険で要支援・要介護の認定を受けている、または事業対象者とされた方で、一般の公共交通機関や手段では外出が困難な、現に在宅で居住している方
高齢者緊急短期入所	施設の緊急ベッドを確保 ※自己負担あり 対 ●おおむね65歳以上で、虐待・放置などにより緊急に施設入所などが必要な方 ●介護者の病気・けがなどの緊急事態により、適切な介護を受けることができなくなり、施設入所による保護が必要と市長が認めた方 ▶ 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-438-4029

サービス名	対象/内容
高齢者日常生活用具等給付	日常生活に必要な歩行支援用具(歩行補助杖・入浴補助用具・スロープ・歩行器・手すりなど)などの給付 対 65歳以上で、介護保険で非該当の認定を受け、用具などの給付が必要と認められる方 ※給付限度額あり ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者入浴券支給	市内の公衆浴場の入浴券を月1人10枚を限度として支給 対 65歳以上の一人暮らしまたは70歳以上の方のみの世帯の方で、いずれも自宅に入浴設備のない方(身体的な理由で自宅の入浴設備を使用できない場合はお問い合わせください)
自立支援住宅改修費助成	転倒防止などのための手すりの取り付けや段差解消など ●改修の種類: 手すりの取り付け・床段差の解消・滑りの防止・移動円滑化のための床材の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替え・そのほか各工事に伴う必要な工事 ※助成限度額あり。承認前の工事は対象外 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で非該当の認定を受け、サービスが必要と認められる方
高齢者住宅改造費給付	介護保険対象外で、必要と認められる住宅改造の費用 ●改造の種類: ①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバス・システムバスは要相談) ②流し・洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事 ※助成限度額あり。承認前の工事は対象外 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要支援・要介護の認定を受けている、または事業対象者とされた方で、サービスが必要と認められる方
高齢者家具等転倒防止器具取付け等	対 65歳以上の方のみの世帯で、過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取り付けをしていない世帯 ※取付器具は市指定のもので、数に上限あり ※器具によってはネジで固定するため、壁や家具に穴が開きます。
車いすの貸出	1カ月を限度に貸与 対 一時的に車いすを必要とする方(介護保険サービスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院に入院している方などは対象外)
敬老金の贈呈	9月に敬老金(88歳の方: 1万円、100歳の方: 5万円)を贈呈
家族介護慰労金支給	在宅の高齢者を介護している家族に対して慰労金を支給 対 次の要件を全て満たしている市内の65歳以上の方を過去1年間以上介護し、過去1年間以上市民税非課税世帯に属する同居の家族介護者 ●過去1年間以上、市民税非課税世帯で要介護4または5で介護保険サービスを利用していない(年間7日間までのショートステイまたは医療型ショートステイの利用を除く) ●過去1年間に延べ90日以上長期入院をしていない
市民介護講習会	介護に必要な知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得 対 高齢者を介護している家族の方など ※自己負担なし
ささえあい訪問サービス	市の研修を受講したボランティアが、原則週1回の外からの見守りと月1回の玄関先までの訪問を行います。 対 65歳以上の一人暮らしの方で、日頃家族や知り合いなどからの見守りが少ない方(介護サービスや高齢者配食サービスなどの利用により、見守りの体制がある方は利用不可) ※ボランティア活動のため、申請後すぐにご利用いただけない場合があります。 ▶ 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-438-4029

高齢福祉サービス

補装具・日常生活用具など

介護・日常生活の援助など